



## 被告と被告人、民事事件と刑事事件の相違点

法テラス八雲法律事務所 弁護士 塚本 恒

(函館弁護士会所属)



■ 刑事事件に関するメディア報道で、裁判にかけられている人が「被告」と呼ばれているのを目にするのではないかと思います。他方、法律の専門家たちは、刑事事件の裁判にかけられている人を「被告人」と呼んでいます。なぜ、メディアと違う呼び方をしているのでしょうか？また、法律の専門家たちは、刑事事件では「被告人」、民事事件では「被告」と同じく訴えられた側の人を呼び分けています。なぜでしょうか？

■ 刑事事件の「被告人」は、何らかの犯罪を犯した疑いを検察官にかけられた人であり、捜査の対象となっていた人であります(推定無罪の原則が及ぶのはもちろんのことですが)。そのため、特別の保護(例えば黙秘権)を及ぼさなければ、人権が傷つけられやすい立場となっています。また、訴える側は検察官のみであり、被告人が訴える側に回することは考えられません。

■ 他方、民事事件では「被告」は訴えられた側ということ以上の意味合いは持ちません。民事裁判で敗訴したとしても刑事罰に問われるわけではありません。それどころか、お金を借りていないことの確認を求める訴えができるように、実は原告の立場と被告の立場は入れ替え可能なものです。つまり、「被告」は悪いことをした疑いをかけられている人とも限りません。

■ このように「被告人」と「被告」は立場が違うことから、法律の専門家の間では呼び分けられているのです。ちなみに、民事事件の「被告」は自然人と法人共になりうるものである一方で、刑事「被告人」はそのほとんどが自然人になります。

■ さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-3383)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

### 八雲警察署からお知らせ

#### ヒグマによる人身被害の防止

八雲警察署に届出のあったヒグマの目撃情報は、4月から8月まで、八雲町41件、長万部町7件と例年より増加しています。

**(1) 複数で行動し、音で存在を知らせましょう。**

入山するときは、クマ鈴やラジオ等を鳴らし、会話しながら、人の存在を知らせましょう。

**(2) ヒグマの出没情報を確認しましょう。**

ヒグマは、市街地、公園、河川敷、緑地帯など、身近な場所にも潜んでいる可能性があります。新聞やテレビなどで、ヒグマの出没情報等を確認しましょう。

**(3) 残飯や生ゴミの処理は正しく行いましょう。**

ヒグマは、いったんゴミの味を覚えると、それを目当てにゴミ捨て場などに繰り返し出没するようになります。ゴミを野外に放置したり、埋めたりしないようにしましょう。

**(4) クマのフンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう。**

**(5) 落ち着いて行動しましょう。**

万が一、ヒグマに遭遇した場合は、逃げたり、さわいだり、慌てて行動すると、かえってヒグマを興奮させ、襲われる危険があります。

#### 安全・安心なまちづくりの日および全国地域安全運動の実施

(1) 安全安心なまちづくりの日 10月11日(月)

(2) 運動期間 10月11日(月)~20日(水)

(3) 運動重点(全国統一)・子どもと女性の犯罪被害防止 ・ 特殊詐欺の被害防止

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110